

利用上の注意

1. 調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所について行った。
 - ① 日本標準産業分類A（農業、林業）に属する個人経営の事業所
 - ② 日本標準産業分類B（漁業）に属する個人経営の事業所
 - ③ 日本標準産業分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち、小分類792—家事サービス業に属する事業所
 - ④ 日本標準産業分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち、中分類96—外国公務に属する事業所
 - ⑤ 平成26年4月1日現在において、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づき原子力災害対策本部長が設定した帰還困難区域又は居住制限区域を含む調査区にある事業所
2. 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村の調査区の一部又は全部が、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき原子力災害対策本部長が設定した避難指示解除準備区域に該当する調査区内の事業所に対しては、町村から提供を受けた名簿情報に基づき調査を実施した。
3. 売上（収入）金額は平成25年1年間、経営組織、従業者数等の売上（収入）金額以外の事項は平成26年7月1日現在の数値である。
4. 売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握ができないため、全産業に係る集計は企業等に関する集計で行った。

「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
5. 売上（収入）金額については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。
6. 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、平成24年経済センサス-活動調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計した。
7. 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものなどは「-」又は「...」とした。売上（収入）金額は、表章単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。また、「x」は、集計対象となる事業所（企業等）が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れる恐れがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所（企業等）であっても、集計対象が1又は2の事業所（企業等）の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。